

○法務省告示第百九十二号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条の三第一項第十二号の規定に基づき、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条の三第一項第十二号の法務大臣が定める方法を次のように定める。

平成二十一年五月一日

法務大臣 森 英介

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条の三第一項第十二号の法務大臣が定める方法

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条の三第一項第十二号の法務大臣が定める方法は、次のとおりとする。

被収容者等（同項に規定する者をいう。以下同じ。）が発受する信書の検査において、当該信書につき、内容の確認と、被収容者等及び相手方の住所、居所又は所在地及び氏名又は名称の確認とは、異なる者が行うこと。

附 則

この告示は、構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十三号）の施行の日から施行する。